

2017年1月18日

商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.8」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2016年6月1日付で適用範囲が拡大された商品類型 No.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.9」では、分類 G「再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装」が追加され、これまで商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.8」で適用範囲としていた食品・化粧品容器などのプラスチック製容器包装を適用範囲とした。これを受けて、関連する現行基準の適用範囲を変更する。

2. 改定箇所

以下の品目を適用範囲より削除する。

別表1 ①食品・化粧品容器、医療容器

3. 改定日： 2017年2月1日

以上